

2025年（令和7年）4月24日

質問回答書
(福山市日本語初期指導教室運営業務委託)

福山市教育委員会事務局
学校教育部学びづくり課

No.	質問項目	質問	回答
1	指導対象児童生徒等について	初期指導を行う対象となる児童生徒等は、初期指導教室開設後に新たに入学・編入学する児童生徒等と捉えてよいか。	原則開設後に入学・編入学する児童生徒等となりますが、それ以外の児童生徒等であっても発注者及び受注者との協議により初期指導を行う対象とすることがあります。
2	仕様書「4業務場所」について	仕様書「5業務範囲」から、「4業務場所」で示された施設は拠点として設置するものであり、各業務に応じて実施場所は異なるものと受け止めてよいか。	お見込みの通りです。
3	仕様書「5(2)日本語初期指導」の業務場所について	日本語初期指導の実施場所は、児童生徒等の在籍校もしくは近隣の公共施設(学校含む)の一部を使用して実施するのが、児童生徒等及び受注者にとって負担を軽減できると考えている。実施場所について、発注者・受注者・学校の協議のもと、発注者にて調整いただくことは可能か。	各学校及び公共施設の空き状況が担保できず、また同じ境遇の児童生徒等が集えるようにするために原則不可能です。ただし、市が必要と認めた場合はこの限りではありません。

4	委託費の内訳について	<p>実施要領11(2)において、仕様書の確定に際しては、受注候補者と協議するとあるが、そもそも委託費として見積もりに含まない含まなくてよいものがある場合は、ご教示いただきたい。</p> <p>例) 施設使用に係わる光熱水費やWiFi設置による通信費など</p>	<p>見積額に含むものについて代表例は以下の通りです。</p> <p>①人件費</p> <p>②交通費 -通勤費 -送迎費 -市内移動費</p> <p>③研修講師謝礼及び旅費</p> <p>④教材費</p> <p>⑤その他雑費</p> <p>業務場所の施設使用に伴う光熱水費や通信費等は見積額に含まないものとします。</p>
---	------------	---	--